

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱

こども未来局青少年支援室
平成30年2月21日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するために、予算の範囲内において川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象期間)

第2条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、営利を目的としない団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 地域の団体、住民等（町内会・自治会、PTA、民生委員・児童委員、青少年指導員その他の地域ボランティア等）、行政機関、学校、保育所等と連携し、地域の子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくり等を行うこと。
- (2) 年間を通じて日常的・継続的に活動し、実施場所が確保されていること。
- (3) 利用者の参加に当たっては、原則として条件を付さないこと。ただし、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業の目的に沿った条件であると認められる場合は、この限りではない。
- (4) 補助対象期間において、川崎市及び川崎市が出資する法人等から同種の助成を受けないこと。

2 前項の規定にかかわらず、団体が次の各号に掲げる団体に該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者が含まれる法人

(3) 法人格を有しない団体にあつては、代表者又は構成員に暴力団員に該当する者が含まれる団体

3 市長は、必要に応じて、団体が前項各号のいずれかに該当するか否かについて、法人にあつては代表者又は役員、法人格を有しない団体にあつては役員又は構成員の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対して確認を行うものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を受付期間内に市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地域子ども・子育て活動支援助成事業 事業計画書（第2号様式（1）。以下「計画書」という。）

(2) 地域子ども・子育て活動支援助成事業 収支予算書（第2号様式（2）。以下「予算書」という。）

(3) 団体等の定款、規約・会則、役員名簿

(4) 法人・団体の予算書（写）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書、計画書、予算書及び関係書類（以下「申請書等」という。）の提出があつたときは、申請書等、必要に応じて実施する現地調査、ヒアリング等に基づき、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（決定の通知）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付を行わないことを決定したときは、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、その理由を付して申請団体に通知するものとする。

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費は、補助対象期間に支出する、補助の対象となる取組

(以下「補助対象事業」という。)の実施に直接要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、団体の運営維持に係る経費は補助の対象としない。

- (1) 実施場所の賃借料 (共益費を含み、更新料を含まないものとする。)
- (2) 実施場所の光熱水費
- (3) 会場使用料
- (4) 講師謝礼及びボランティア謝礼 (団体構成員に対して支払うものを除く。)
- (5) 物品の購入費 (10万円未満の消耗品・事務用品・器材・食材等の購入費)
- (6) 印刷製本費
- (7) 通信費
- (8) その他市長が必要と認める経費
(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による通知を受けた団体 (以下「補助金交付団体」という。) に対して、補助対象事業の年間の活動日数等に応じ、別表に定める額を上限として、予算の範囲内において概算払いにより補助金を交付するものとする。
(申請の取下げ)

第9条 補助金交付団体は、第6条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付申請取下届出書 (第5号様式) を市長に提出し、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。
(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
(補助対象事業の変更等)

第11条 補助金の交付を受けた団体 (以下「受領団体」という。) は、補助対象事業の取組内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組内容等変更承認申請書 (第6号様式) を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長がその変更が軽微なものと認めるときは、この限りではない。

2 受領団体は、補助対象事業を中止 (計画の見直し等のため補助対象事業を取りやめ、補助対象期間内に再度行うことをいう。) し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組中止・廃止承認

申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、第1項の規定による申請を承認する場合は、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組内容等の変更承認通知書（第8号様式）により、前項の規定による申請を承認する場合は、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組中止・廃止承認通知書（第9号様式）により、受領団体に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請を承認する場合には、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又はこれに条件を付することができる。

（補助対象事業の遂行）

第12条 受領団体は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

（補助対象事業の遂行の指示）

第13条 市長は、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、受領団体に対し、これらに従って補助対象事業を遂行すべきことを指示するものとする。

（実績報告）

第14条 受領団体は、補助対象事業が完了したとき又は第11条第3項の規定による補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して14日を経過する日又は補助金の交付の決定があった年度の3月末日から起算して14日を経過する日のいずれか早い日までに、地域子ども・子育て活動支援助成事業実績報告書（第10号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の内容及び活動日数が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金額確定通知書（第11号様式）により、受領団体に通知するものとする。ただし、交付した補助金の額と確定した補助金の額が同額の場合は、通知を省略できるものとする。

2 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の内容及び活動日数が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、第17条の規定により、補助金の全額又は一部の額の返還を命ずるものとする。ただし、天災その他のやむを得ない事情等によると市長が認めるときは、この限りではない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、受領団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、受領団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金返還通知書（第13号様式）により、受領団体に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 受領者は、第16条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき規則第16条第1項に定める割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、受領団体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

4 受領者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、

納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき規則第16条第4項に定める割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 受領団体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他のやむを得ない事情等によると市長が認めるときは、この限りではない。

（報告等）

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、受領団体に対し、補助対象事業に関する報告を求めることができる。

（書類の整備等）

第21条 受領団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにし、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、補助対象事業が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行日以後の交付の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の交付の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年2月4日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行日以後の交付の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の交付の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

別表

申請者区分	補助率	活動日数区分	年間活動日数 (下限日数)	補助金の 上限額
初めて補助金の 申請をする団体 で、かつ新たに 補助対象事業を 実施する場合	10/10	A	12日	20万円
		B	50日	40万円
		C	100日	60万円
		D	200日	80万円
上記以外の場合	1/2	A	12日	20万円
		B	50日	40万円
		C	100日	60万円
		D	200日	80万円

(注)

補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第1号様式（第4条関係）

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付申請書

（申請日） 年 月 日

（宛先）川崎市長

所在地_____

団体名_____

代表者職・氏名_____

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金の交付を受けたいので、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取組の名称		
補助金申請額	円（100円未満切り捨て）	
申請区分等	<input type="checkbox"/> A区分（年間12日以上） <input type="checkbox"/> B区分（年間50日以上） <input type="checkbox"/> C区分（年間100日以上） <input type="checkbox"/> D区分（年間200日以上）	
	<input type="checkbox"/> 初めて申請し、かつ新規に取組を実施する。	
担当者職・氏名		
担当者連絡先	電 話	— —
	F A X	— —
	メー ル	@
確認事項 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 補助対象期間内に、補助対象となる取組に対して、川崎市及び川崎市出資法人等から同種の助成を受けません。 <input type="checkbox"/> 暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。	

第2号様式（1）（第4条関係）

地域子ども・子育て活動支援助成事業 事業計画書

1 団体について

団体名	
設立年月日	
会員数	

※定款又は団体規約、役員名簿を添付してください。

2 申請する取組について

取組の名称	
実施場所	
対象地域	
対象地域の 特色・課題	
取組の趣旨・目的	
前年度の実施実績	

<p>実施内容・実施スケジュール</p>			
<p>参加者の年代</p>		<p>定員 (1回あたり)</p>	
<p>実施頻度</p>		<p>活動日数 (年間)</p>	<p>日</p>
<p>スタッフ体制</p>			
<p>連携する団体・ 連携の手法</p>			
<p>取組実施により 見込まれる効果</p>			

第2号様式(2)(第4条関係)

地域子ども・子育て活動支援助成事業 収支予算書

団体名_____

年 月 日から
年 月 日まで

【収入】

科目	予算額(円)	摘要
補助金・助成金等		
寄附金・協賛金等		
参加費		
法人・団体負担		
合計		

【支出】

科目	予算額(円)	摘要
実施場所の賃借料		
実施場所の光熱水費		
会場使用料		
講師謝礼及びボランティア謝礼		
物品の購入費		
印刷製本費		
通信費		
合計		

※法人・団体の予算書(案)を添付してください。

川崎市指令 第 号

住 所

団体名

代表者職・氏名 様

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金につきましては、次の条件を付して交付することを決定しましたので、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 区分 区分
- 3 上記1の額が申請書の申請額と異なる場合はその理由

年 月 日

川崎市長

（補助金交付の条件）

- 1 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けてください。
- 2 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けてください。
- 3 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還していただきます。
 - (1) 偽りその他不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他要綱の定め違反したとき。
- 5 補助金は、概算払いで交付します。補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに返還していただきます。

第4号様式（第6条関係）

川崎市指令 第 号

住 所

団体名

代表者職・氏名 様

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金については、次のとおり不交付と決定しましたので、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

(交付しない理由)

年 月 日

川崎市長

年 月 日

（宛先） 川崎市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金について、当該交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件のうち、次に掲げる事項について不服があるので、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の申請を取り下げます。

1 不服のある交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件

2 理由

年 月 日

（宛先） 川崎市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組内容等変更承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた地域子ども・子育て活動支援助成事業について、補助対象事業の内容等を変更したいので承認を受けたく、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

年 月 日

（宛先） 川崎市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組中止・廃止承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた地域子ども・子育て活動支援助成事業について、補助対象事業を中止・廃止したいので承認を受けたく、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

3 （中止の場合）再開の時期

第8号様式（第11条関係）

住 所

団体名

代表者職・氏名

様

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組内容等の変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のありました、地域子ども・子育て支援助成事業補助金に係る取組の内容等の変更について、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、次のとおり承認します。

1 承認内容

2 交付決定内容又は条件の変更

年 月 日

川崎市長

第9号様式（第11条関係）

住 所

団体名

代表者職・氏名

様

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金に係る取組中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のありました、地域子ども・子育て支援助成事業補助金に係る取組の中止・廃止について、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、次のとおり承認します。

1 中止・廃止対象取組

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定の取組

2 （廃止の場合）川崎市地域子ども・子育て支援助成事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、地域子ども・子育て支援助成事業実績報告書を提出してください。

年 月 日

川崎市長

第10号様式（第14条関係）

地域子ども・子育て活動支援助成事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 川崎市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金について、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1 取組報告

（1）活動日数 日

（2）参加者数 延べ 人

2 収支決算

（1）収入

（2）支出

第11号様式（第15条関係）

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金額確定通知書

住 所

団体名

代表者職・氏名

様

年 月 日付けで実績報告のありました、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり通知します。

- | | |
|--------------|----|
| 1 補助金の交付額 | 円 |
| 2 補助金の区分 | 区分 |
| 3 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 | 円 |

年 月 日

川崎市長

第12号様式（第16条関係）

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付決定取消通知書

住 所

団体名

代表者職・氏名

様

年 月 日付川崎市指令 第 号で交付決定しました、地域子ども・子育て支援助成事業補助金について、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり交付決定を取り消します。

1 取消内容

2 取消理由

年 月 日

川崎市長

川崎市指令 第 号

住 所

団体名

代表者職・氏名 様

地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金返還通知書

年 月 日付川崎市指令 第 号で交付決定しました、地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金について、次のとおり返還してください。

1 返還額 円

2 返還期限 年 月 日

年 月 日

川崎市長